

文部科学大臣
あべ 俊子 様

いわゆる「高校無償化」に関する緊急要望

次代を担う子供たちを誰一人取り残すことなく健やかに育むことは、日本国民全体の願いである。教育は国家百年の計であり、人材が最大の資源である我が国においては、教育の充実が未来への投資でもある。都道府県教育委員会では、これまでも域内の市区町村教育委員会等とも連携して、公教育の充実に取り組んできた。

未来の日本を支える人材の育成とともに、国民の関心・期待に応える教育の実現は我が国の社会の真ん中に据えるべき最重要施策の一つである。家庭の経済状況等に関わらず、全ての子供たちが意欲と能力に応じて希望する教育を受けることができるよう、本協議会としても、これまで、国に対して高等学校等における就学支援の更なる充実を要望してきたところである。

今般、令和7年2月25日に、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党において合意文書が取り交わされ、いわゆる高校無償化について、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現することが謳われている。その際、合意文書の中では、いわゆる高校無償化に関する論点が挙げられ、十分な検討を行うとされていることから、我が国の公教育の維持・向上や高校教育の機会均等、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、高校教育全体の一層の充実を図るため、これらの論点に関し、下記のとおり国に強く要望する。

記

- 1 義務教育との関係、公立高校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現**
 - （1）高等学校等への進学率が約99%となっている現状を踏まえ、域内の高校教育の普及と機会均等を図り、地域のそれぞれの人材を育成するという役割を担ってきた公立高校への支援の抜本的な拡充を図ること。
 - （2）地方創生の拠点となり、地域の産業を支える人材の育成を担ってきた公立専門高校への支援の抜本的な拡充を図ること。
 - （3）公立高校の老朽化対策が喫緊の課題である。教育の質を確保するため、公立高校の施設整備への支援を拡充すること。
 - （4）高校教育の質の向上を図るため、教職員の配置を含む公立高校の指導体制の充実のための方策について検討すること。
 - （5）特別支援教育の重要性が広く認識されたこともあり、特別支援学校高等部へ進学する児童生徒も増加傾向にあるため、公立高校と同様に支援の拡充を図ること。
 - （6）無償化により教育の質が低下しないよう、教育の質の確保を図るための仕組みを検討すること。

2 支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）、現場レベルの負担

- (1) 授業料は高校教育の提供に対する対価であり、授業料に対する支援である支援金が、確実に授業料に充てられることが重要である。生徒や保護者に直接支給した場合、目的外利用に伴う授業料不払いにより退学等となる可能性もあることから、現行制度と同様に学校の代理受領とすること。
- (2) 都道府県や学校現場の事務負担が極力増大しないよう、支給方法を代理受領のままとした上で、一層の事務手続きの簡素化を図ること。特に公立高校については、令和7年度から全世帯に授業料相当額が支給されるようになることから、学校における税照会事務の見直しや、生徒・保護者に負担のかかる申請手続きの解消など、簡素化を図ること。
- (3) 高等学校等就学支援金の事務に係る事務費を確実に措置すること。

3 支給額の考え方

支給月数の制限や単位制高等学校進学者に対する支給制限などの問題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ること。

4 高校間での単位互換

学校間連携や単位互換の推進、単位制が活かされる学校の在り方等について検討を進めるに当たり、設備整備や人的配置の議論をあわせて行うこと。

5 国と地方の関係

現行の就学支援金制度は、国策として導入され、国費で実施されてきた仕組みであり、地方に財政負担を転嫁することがないようにすること。

6 公立と私立の関係

「専門高校をはじめとする公立高校離れ」や「地方公立高校の衰退」を招かないよう、公立高校への支援の拡充、教育の質の向上に向けた取組の充実を図ること。

7 安定財源の確保

国においては、都道府県等に対して、義務教育費国庫負担金のほか、教育施策を推進するために必要な様々な支援が実施されているが、高校無償化に伴い、現在実施されているそれらの支援に影響が出ないように、国が責任をもって財源を確実に確保すること。

令和7年4月1日

全国都道府県教育長協議会
会長 坂本雅彦

全国都道府県教育委員協議会
会長 秋山千枝子